

「道路通行制限願」について

- (1) 片側通行止や幅員減少等（一般的な通行制限）は 7 日（祝祭休日以外の日が 5 日以上確保できること）以上前に提出してください。全面通行止・車両通行止・大型車通行止（以下、全通・車両・大型）は 14 日以上前に提出してください。（内部決裁と関係機関に送付し周知する時間が必要なためです。）
- (2) 通行制限理由は、（具体的に）何のための何をする工事なのか記載願います。
- (3) 添付図書は次のとおりです（関係他機関分を含めて 4 部）
 - ① 位置図（5 万分の 1 程度。目的物、周辺物等およその位置が把握できるもの）
 - ② 平面図（住宅地図程度）
 - ③ 見取り図（現場配置図）に工事標識やバリケード等の設置計画を記載したもの
- (4) 全通・車両・大型の場合は、地元区長及びバス会社（バス路線を運行している場合）の同意書も添付してください。また、迂回路を設定し図面に表示してください。
- (5) 終日通行制限を行う場合は、夜間の安全対策（工事箇所の信号機設置、投光器等の照明、チューブライトなど）を考慮し、その対策についても図面等に記載してください。
- (6) 時間で制限する場合は、通勤時間帯を避けるため、8：30 から 17：00 までのうち必要最小限としてください。通行制限時間以外は工事箇所を開放し、通行に支障のないようにしてください。
- (7) 通行制限期間は、工期そのままの期間ではなく、必要最小限の期間で申請してください。
- (8) 連休（GW）、お盆及び年末年始は、工事を中断し、通行制限箇所を開放してください。
- (9) バス路線の有無は必ず確認し、複数のバス会社がある場合には、そのバス会社の数だけ上記(3)添付図書が必要になります。バス路線がなければバス会社分は提出不要です。
- (10) バス路線同様、通学路についても必ず確認し、通学路の場合は上記(3)添付図書を 2 部追加してください。

問合せ先

立科町役場 建設環境課 建設係 電話：0267-88-8409